

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 新旧対照表 (案)

変 更 (案)	現 行
<p>第 1 章～第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 林業信用保証業務 (約定書、保証約款及び債務保証契約)</p> <p>第 20 条 (略) (保証の金額の合計額の最高限度)</p> <p>第 21 条 (略) (保証料)</p> <p>第 22 条 (略) <u>(支援業務)</u></p> <p><u>第 22 条の 2 信用基金は、信用基金が別に定める業務要領により、信用基金法第 12 条第 3 項に規定する支援を行うものとする。</u></p> <p>(寄託業務)</p> <p>第 23 条 (略) (都道府県への貸付業務)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 5 章～第 9 章 (略)</p> <p>別表 1～6 (略)</p>	<p>第 1 章～第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 林業信用保証業務 (約定書、保証約款及び債務保証契約)</p> <p>第 20 条 (略) (保証の金額の合計額の最高限度)</p> <p>第 21 条 (略) (保証料)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(寄託業務)</p> <p>第 23 条 (略) (都道府県への貸付業務)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 5 章～第 9 章 (略)</p> <p>別表 1～6 (略)</p>

附 則

この業務方法書の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。